

凡例：ユニドロフ国際商事契約原則2016→「UPICC」 / 問題文中パラグラフ→「¶」
UNCITRAL仲裁規則→「UNCITRAL」 / 「デザイナー・ゼロ-友情」→「友情編」
「デザイナー・ゼロ-新たなる挑戦」→「挑戦編」

《新たなる挑戦事件》

争点(1)「デザイナー・ゼロ-新たなる挑戦」の共同製作に関して、ブルー社のレッド社に対する債務不履行があったか。

主張の骨子

1. ブルー社は製作段階において、自社管轄地域での興行成功のために必要に応じて意見を述べる程度の協力義務を負っており、その義務を果たしているため、債務不履行はない。

(関連条文：別添7第3条前文、第3条(b)、第4条、第5条(a)、UPICC第4.3条)

1-1. ブルー社には、製作段階で自社管轄地域で興行を成功させるために、必要に応じて意見を述べる程度の協力義務があった。

ブルー社が製作段階で負っていた債務は、別添7第3条前文の“shall collaborate”や同条(b)の“shall have mutual creative control”から導かれるのみである。なぜなら、製作について定められた同第4条には、ブルー社が債務を負うとの明確な記述はないからだ。同第3条から導かれる協力義務の具体的内容は、本共同事業の背景や目的等を考慮して解釈しなければならない(UPICC第4.3条)。

本共同事業は、ブルー社としてはアニメーションにおける新たな視聴者層の開拓を目指し、レッド社としてはアニメーション事業の世界市場進出という新たな可能性を探るべく行われたものである(¶8, ¶9)。共同事業とは、一社単独では難しい事業を複数の会社が協力することで成し遂げようとするものであり、自社特有の強みを発揮することが求められている。逆に自らが強みを有しない場面における関与はあくまで補助的なものに留まるべきである。

レッド社のアニメーション作品は、子どものみならず大人でも楽しめるストーリーと美しい画像で、国際的にも評価が高い(¶3)。また、別添7第4条(a)の“Red shall control the production of the Picture”という文言や、フレンズ氏との関係もレッド社の方がより密接であること(¶11, 別添9)、レッド社には自国での「デザイナー・ゼロ」の製作・放映経験があること(¶10)等を踏まえると、**レッド社が製作段階で強みを持っていたことは明らか**である。これは、同第3条(b)で、製作段階でレッド社が最終決定権を有すると明記されていることからわかる。

一方、ブルー社は世界的な映画会社としての興行経験等の点でレッド社にない強みを有する。レッド社がネゴランド国で「映画、アニメーションの製作・配給・興行」を一手に担う代表的企業であること(¶3)を踏まえれば、ここでの**ブルー社の強みはネゴランド国を除く全世界における興行経験である**と解するのが合理的である。これは別添7第5条(a)のブルー社がネゴランド国以外の地域の配給、マーケティングの責任を負うとする規定からもわかる。

以上を踏まえると、製作に強みを有するレッド社に対し、製作段階におけるブルー社の関与は補助的なものに留まるべきである。よって、**ブルー社が製作段階で負っていた協力義務は、自らが強みとして有するネゴランド国を除く全世界におけるマーケティングの観点から、世界的興行を成功させるために必要に応じて意見を述べる程度のものに過ぎなかった。**

1-2. ブルー社は自社管轄地域で興行を成功させるために、必要に応じて意見を述べる協力義務を十分に果たしている。

アービトリア国の映画審査において、煙草は「大人向け」と分類される傾向があった(別添16)。煙草の健康への害に対する関心が高いアービトリア国のような国々において、煙草

からキャンディに変更することで、健康にも気を配った映画であるとして、より一層ファンの支持を受けることになる。また、キャンディに変更することで子どもでも楽しめる映画となり、幅広い層に見てもらうことが可能になる(別添10)。ブルー社は以上のような事実を伝え、コンプライアンスと作品性の面から煙草をキャンディへ変えるという選択肢を提案した(別添10,別添16)。なお、この提案は、「アービトリア国では」という強調や「ぜひ、フレンズ氏とも相談してください」との文言(別添10)から、**変更を絶対的なものとして突き付けているわけではなく、映画を世界的に評価される作品にするために提示されたものである。**

実際、ブルー社の担当であるネゴランド国以外の国々における興行収入を比較すると、煙草のままで放映していた場合は7億3,000万米ドル、キャンディに変更して放映した場合は7億5,000万米ドルとなっている(別添15)。よって、**キャンディへの作画変更の提案は、興行収入増加を目指す上で適切なもの**であった。

また、映画審査機関への問い合わせを求めるレッド社の要望に対し、ブルー社は即座に対応をとった。要望のあった2019年8月2日に、ブルー社のスワン氏は映画審査機関にメールを送った(別添16)。このメールに対する返信はなく、このことをもってブルー社は審査基準についての例外や変更がないと判断し、8月6日に「『大人向け』と分類されるのを回避するのは難しそうです」とレッド社に伝えた(別添10)。この確認及び判断は映画審査機関のこれまでの傾向やメールへの返信がなかったことを踏まえれば妥当な結論であった。

以上より、ブルー社は製作段階でネゴランド国以外の地域で興行を成功させるために必要に応じて意見を述べる協力義務を十分に果たしているため、債務不履行はない。

争点(2) 仮にブルー社の債務不履行があった場合、ブルー社はレッド社に対して損害賠償する義務を負うか。その場合の賠償額は幾らか。

主張の骨子

2. 興行収入減少に基づく逸失利益1,900万米ドルについて、仮にブルー社が債務不履行責任を負うとしても、損害と不履行との間の因果関係及び損害の予見可能性が否定されるため、ブルー社は損害賠償をする義務はない。
3. 衣料品の収益減少による逸失利益25万米ドルについて、仮にブルー社が債務不履行責任を負うとしても、損害と不履行との間の因果関係が否定されるため、ブルー社は損害賠償義務を負わない。
4. 仮にブルー社が損害賠償義務を負うとしても、部分的にレッド社に起因する損害が認められ、賠償額は1,925万米ドルから相応に減額される。
(関連条文：UPICC第7.4.2条、第7.4.4条、第7.4.7条)

2. 仮にブルー社が債務不履行責任を負うとしても、興行収入に基づく逸失利益1,900万米ドルの損害賠償をする義務はない。

2-1. ブルー社の不履行と、今回賠償請求されている損害との間に因果関係は存在しない。

損害賠償請求の要件の一つは、不履行と損害の因果関係である(UPICC第7.4.2条)。

本件でのブルー社の不履行は映画審査基準についての情報共有に関し、別添7に基づきブルー社が負っていた協力義務に違反したことである。

煙草からキャンディへの持ち替えは脚本・作画の段階で決定され、それに伴って挑戦編のストーリーも変更された(¶16, 別添10)。脚本・作画などの製作段階はレッド社が担当しており(別添3)、最終的な決定権もレッド社が有していたこと(別添7第3条(b))を踏まえれば、**当該変更はレッド社の納得のもと、レッド社の責任において行われた**といえる。したがって、ブルー社の不履行とレッド社の変更の間に因果関係はないため、ブルー社の不履行と損害との

間にも十分な因果関係は存在しない。

また、レッド社が賠償を請求している損害は挑戦編の作中において、サンタの持っていたキャンディが煙草のままであった場合にレッド社が受け取ったと推測される利益と、現実に受け取ることのできた利益の差額(1,900万米ドル)である(下表)。ここでレッド社の受け取る

利益とはネゴランド国内における興行収入の一部(I)と、全世界興行収入の1割から制作費を引いた額の半分である(II)。Iがネゴランド国内の減収に起因することは明らかであり、IIについても、1-2.で示したようにネゴランド国を除く全世界での興行収入は増加していることから、表中※1で示される損害は実質ネゴランド国内の減収に起因すると理解できる。よって、レッド社が請求する損害とは、**ネゴランド国における興行収入の減少に起因する損害**であるといえる。

レッド社の受け取る利益 (万米ドル) (別添15)

	I	II	I+II
キャンディ版	2,400	2,850	5,250
煙草版	4,000	3,150	7,150
差額	△1,600	△300 ^(※1)	△1,900

I = ネゴランド国興行収入の20%

II = (全世界興行収入の10% - 3,000万米ドル) ÷ 2

I + II = レッド社の受け取る利益

ここで、1-1.で示した協力義務の内容を踏まえれば、ブルー社の不履行が因果関係を持ちうるのは、ネゴランド国を除く全世界における興行収入との間に限定されるため、ネゴランド国内における減収との間に因果関係は存在し得ない。

加えて、別添7第5条(a)に基づき、ネゴランド国内における配給・興行についてはレッド社が責任を負っており、この点からもブルー社の不履行と損害の因果関係は存在しない。

以上より、損害と不履行との間に賠償責任を認めるに十分な因果関係は存在せず、ブルー社は損害賠償義務を負わない。

2-2. レッド社が賠償請求している損害について予見可能性はない。

損害賠償請求の要件の一つは、損害の予見可能性である(UPICC第7.4.4条)。損害の予見可能性は、損害が不履行の結果として契約締結時に予見可能であったかが問題となる。

まず、一般的に不履行と損害との間に因果関係がない以上損害を予見することはできず、本件においても2-1.のとおり因果関係はない以上、損害を予見することはできなかった。

また、1-1.で述べた協力義務の内容を踏まえれば、ブルー社の不履行がネゴランド国における減収をもたらすことは、別添7締結時には予見不可能であった。

以上より、損害の予見可能性がないため、ブルー社は損害賠償義務を負わない。

3. 仮にブルー社が債務不履行責任を負うとしても、衣料品の売上に基づく逸失利益25万米ドルについて損害賠償義務を負わない。

本件におけるブルー社の不履行は2-1.で示した通りである。

レッド社が賠償を請求している損害は、サンタの持っていたキャンディが煙草のままであった場合に衣料品の販売を通じてレッド社が受け取ったと推測される利益と現実に受け取ることのできた利益の差額(25万米ドル)である(別添14)。

まず、ここで言う衣料品とは、「デザイナー・ゼロ」シリーズのグッズとして2021年9月から販売されていたもの(¶22)で、「デザイナー・ゼロ」シリーズの人气がその売上に直結すると考えられる。よって、挑戦編における煙草からキャンディへの変更が原作の世界観を壊したとしてファンの間で不評であったことで「デザイナー・ゼロ」シリーズ自体の人气が落ち込み、2021年10月から2022年1月の衣料品の売上の減少が生じた可能性がある。

しかし、2-1.で示した通り、ブルー社に認められる不履行と作画変更との間に因果関係が

ない以上、たとえ当該変更が作品の世界観を崩壊させ、衣料品の販売の減少をもたらしたとしても、不履行と衣料品販売の逸失利益との間に因果関係は認められない。

また、原作愛を強く持つであろう漫画ファンこそ世界観が崩れたことへの落胆や嫌悪感をより強く覚えるはずである。しかし、漫画ファンは衣料品を変わらず買い続け、衣料品販売利益は伸びている(別添14)。したがって、減収の原因は原作の世界観崩壊以外の事象に見出すべきであり、原作の世界観崩壊と販売の逸失利益の間にも因果関係はない。

以上より、ブルー社の不履行と衣料品の販売の減収によって生じた損害との間には十分な因果関係が認められず、当該損害についてブルー社は損害賠償義務を負わない。

4. 仮にブルー社が損害賠償義務を負うとしても、部分的にレッド社に起因する損害が認められ、賠償額は1,925万米ドルから相応に減額される。

損害が債権者に部分的に起因するとき、損害賠償の額は各当事者の行為を考慮し、その行為が損害に寄与した限りで減額される(UPICC第7.4.7条)。また、損害への債権者の寄与は、債権者自身の行為による場合と、債権者がそのリスクを負担する出来事による場合がある(同条注釈2)。

本件において、作画変更はアービトリア国をはじめ健康意識の高い国々への配慮の一つとしてなされたが、ネゴランド国を筆頭に必ずしもそのような配慮が必要でない国も存在すること(別添10)を踏まえれば、全世界でキャンディ版に統一して製作する必要は必ずしもなく、今回の作品が実写作品ではなくアニメーション作品ということも考慮しても、煙草版の並行製作は可能であった。キャンディ版のみを作成し、煙草版を作成しない決定は、製作段階の最終決定権者であるレッド社によるものであり、ここに債権者の作為が認められる。

また、ネゴランド国におけるマーケティングについて責任を負っていたのはレッド社であり(別添7第5条(a))、ネゴランド国内における興行収入の変動は、債権者がそのリスクを負担する出来事に該当する。

よって、債権者の作為及び債権者がリスクを負担する出来事が認められ、この部分について債権者に帰すべき損害といえる。

ここでレッド社の請求可能額を算定するうえで、上記作為の損害への寄与度が問題となるが、レッド社は少なくともネゴランド国において煙草版を製作、興行することが可能であり、2-1.で示した通り本件の賠償額は全額ネゴランド国内の減収に起因する損害と考えることができるため、賠償額は限りなく0に近くなる。

以上より、部分的にレッド社に起因する損害が認められ、仮にブルー社に損害賠償義務が認められたとしても、その賠償額は限りなく0に近くなる。

《ブルー・ランド事件》

争点(1)ブルー・ランドへの衣料品の納品について、レッド社のブルー社に対する債務不履行があったか。

主張の骨子

5. レッド社は別添12第4条、第8条において、人権を侵害しないという強行規範と、人権侵害を禁止するアービトリア国の法令を遵守する責任があったが、これを履行していない。

6. レッド社が行った調査は委託先の人権問題を見抜くのに不適切であり、別添12第4条及び第8条の債務不履行は免責されない。

7. レッド社の不履行はブルー社の作為により生じたものではないため、レッド社の債務不履行を主張できる。

(関連条文：別添12第3条、第4条、第8条、UPICC第1.4条、第1.7条、第4.3条(d)、第7.1.2条)

5. レッド社は別添12第4条、第8条において、人権を侵害しないという強行規範と人権侵害を禁止するアービトリア国の法令を遵守する責任があったが、これを履行していない。

5-1. レッド社は、別添12第4条、第8条において、人権を侵害しないという強行規範と、人権侵害を禁止するアービトリア国の法令を遵守する責任があった。

別添12第8条において、レッド社は、“all governmental and environmental regulations”を遵守し、商品を製造・供給することを表明保証している。また、同第4条では、レッド社が“applicable laws and regulations”に従うことが義務付けられている。ここには、人権を侵害しないという国際規範及び人権侵害を禁止するアービトリア国の法令が含まれると解されるべきである。

人権を侵害しないという規範が強行規範であることは明らかである。この規範は国際社会一般に認められた公序であり、これは当然に当事者に適用がある(UPICC第1.4条注釈2)。したがって、別添12第4条及び第8条においてレッド社はこの規範を遵守する義務を負う。

さらに、別添18に示されるアービトリア国の法令も、人権侵害を禁止するものであるため強行規定だといえ、ブルー社はこれを当然に遵守しなければならない(UPICC第1.4条)。そして、別添12は、ブルー社がアービトリア国で衣料品を販売することを目的としたものである。よって、**契約目的の達成のため、契約相手方であるレッド社にも当該アービトリア国の法令の遵守が求められる**(UPICC第4.3条(d))。

したがって、別添12第4条及び第8条でレッド社が遵守しなければならない法令の範囲にアービトリア国の当該法令が含まれる。

5-2. 別添12において、レッド社は委託先であるブラック社の行為についても責任を負う。

5-1.より、レッド社は人権問題を抱えた衣料品を製造・供給してはならない義務を負っていた。この義務はレッド社自身だけでなく、委託先の企業も人権に問題がある方法で衣料品を製造してはならないと解釈される。なぜなら、別添12第3条において、レッド社がブルー社の事前の同意なく衣料品の製造を外部に委託できることから、信義誠実の原則(UPICC第1.7条)に従えば、**委託先が人権を侵害する形で衣料品を製造していないことも担保したうえで、ブルー社に衣料品を納品しなければならない**といえるからである。

5-3. レッド社は人権問題を抱えた商品を製造して提供しないという表明保証に違反したため、債務不履行がある。

5-1.より、レッド社は別添12第8条において“all governmental and environmental regulations”を遵守し商品を製造・供給することを表明保証している。人権侵害を禁止するアービトリア国の法令は、ILO Indicators Forced Labor(2012)を基準としている(別添18)。

製造を担当したブラック社の状況は、ILO Indicators Forced Labor(2012)の基準に照らすと強制労働に該当することは間違いなかった(別添18)。つまり、ブラック社の行為は人権を侵害しないという国際規範及び人権侵害を禁止するアービトリア国の法令に違反している。ブラック社の行為の責任は、5-2.よりレッド社が負うため、**レッド社は、別添12第8条に違反して商品を製造・供給した**と解釈できる。よって、レッド社の債務不履行がある。

また別添12第4条において、レッド社は、“applicable laws and regulations”を遵守し、衣料品を製造し、供給する義務を負っている。ここでの“applicable laws and regulations”とは、5-1.で述べた通り、人権を侵害しないという強行規範と、人権侵害を禁止するアービトリア国の法令である。本件において、レッド社は人権を侵害する形で製造された衣料品をブルー社に供給している。

したがって、レッド社は別添12第4条における義務に違反しており、債務不履行がある。

6. レッド社が行った調査は委託先の人権問題を見抜くのに不適切であり、別添12第4条及び第8条の債務不履行は免責されない。

別添12第4条において、レッド社は商品を提供する際、“generally accepted industry practice”に従うことが定められている。近年の人権意識の高まりにより企業の人権尊重責任が国際基準として明文化され、それに則って各国の企業が契約締結前だけでなく契約締結後の履行状況についても、取引先の人権問題に関して適切な調査を行うことが一般的となった¹。したがって、レッド社はこの慣行に従い取引先の調査をする必要があった。

本件において、レッド社はブラック社に対して社長及び工場長への面談と現地訪問、労働者への聞き込みをたった一度行った(¶21)だけであるが、人権侵害を主導した側である社長に面談を行っても人権問題を抱えていることを素直に認めるとは考え難い。実際、社長のブラック氏は人権侵害の事実を隠蔽していた(¶28)。また、契約締結後に調査を行った事実はない。

したがって、レッド社が行った調査は委託先の人権問題を見抜くのに不適切であり、5-3.で述べた別添12第4条及び第8条の債務不履行を免責するものではない。

7. レッド社の不履行はブルー社の作為により生じたものではないため、レッド社の債務不履行を主張できる。

当事者は相手方の不履行が自己の作為によって生じたときはその限りで相手方の不履行を主張できない(UPICC第7.1.2条)。そこで、ブルー社がブラック社を紹介していることがこれに当たらないかが問題となる。本件において、ブルー社は、レッド社が委託先を選ぶ際に参考になる情報を提供したに過ぎず、レッド社が最終的にブラック社と契約を結ぶ判断を下している。レッド社の不履行は、レッド社自身の判断によって引き起こされたものであるため、ブルー社の紹介と不履行との間に因果関係はない。

したがって、レッド社の不履行はブルー社の作為によって生じたものではないため、レッド社の債務不履行を主張できる。

争点(2) 仮にレッド社の債務不履行があった場合、レッド社はブルー社に対して損害賠償する義務を負うか。その場合の賠償額は幾らか。

主張の骨子

8. レッド社はブルー社に対して計2,113万米ドルの損害賠償義務を負う。

9. ブルー社がブルー・ランドの閉園を行ったことは減額事由には当たらない。

(関連条文：UPICC第7.4.2条、第7.4.3条、第7.4.4条、第7.4.8条(1))

8. レッド社はブルー社に対して計2,113万米ドルの損害賠償義務を負う。

本件において契約に適合する衣料品をブルー社に提供しなかったレッド社の債務不履行により、ブルー・ランドの閉園に伴う1,500万米ドル、衣料品の返品に伴う80万米ドル、友情編のブルー・ネットにおける視聴数減少に伴う533万米ドル(別添18)の計**2,113万米ドル**の損害が発生した。以下、損害賠償の請求に必要な因果関係(UPICC第7.4.2条)、損害の確実性(UPICC第7.4.3条)、予見可能性(UPICC第7.4.4条)の3要件が満たされることを論証する。

¹ D. Sharma, “Human rights and environmental due diligence legislation in Europe – Implications for global supply chains” DLA Piper, 17 May, 2021, <https://www.dlapiper.com/ja/japan/insights/publications/2021/05/human-rights-and-environmental-due-diligence-legislation-in-europe/>

8-1. レッド社はブルー・ランドの閉園に伴う1,500万米ドルの損害について賠償義務を負う。
8-1-1. レッド社の不履行とブルー・ランドの閉園に伴う1,500万米ドルの損害との間には因果関係があり、損害発生の実確性も存在する。

ブルー・ランドの臨時閉園により、ブルー社に1,500万米ドルの損害が生じた(¶30)。レッド社の不履行をきっかけにブルー社への反対運動として行われたデモや爆破予告は、ブルー・ランドの安全な運営が困難になるほど大規模なものであった。この反対運動は1年のうち最も来場者数が多い期間と重なり(¶30)、来場者の安全を確保することが一層困難であったため、閉園措置をとらざるを得ず、損害が発生した。また、人権意識の高いアービトリア国において(¶27)人権侵害の事実が発覚すれば、反対運動が起きることには十分な程度の実確性がある。したがって、レッド社の不履行と損害の間には因果関係が存在し(UPICC第7.4.2条)、実確性も認められる(UPICC第7.4.3条)。

8-1-2. レッド社には、不履行の結果ブルー・ランドが閉園して損害が発生することについて予見可能性があった。

アービトリア国では人権を無視した外国の企業と取引をした企業が不買運動の対象となったり、店舗の休業に追い込まれた事例が3件ある(¶27)。世界経済の中心地であり取引先の国でもあるアービトリア国(¶2)のこれらの事件について、レッド社は当然に認識していたはずである。よって、人権問題を抱えた衣料品を提供すれば、反対運動が起こり、ブルー・ランドの閉園を余儀なくされ、損害が発生することには予見可能性があった(UPICC第7.4.4条)。

8-2. レッド社はブラック社製の衣料品の返品に伴う80万米ドルの損害について賠償義務を負う。

8-2-1. レッド社の不履行とブラック社製の衣料品の返品に伴う80万米ドルの損害との間には因果関係があり、損害発生の実確性も存在する。

顧客の返品要請に応じたことで80万米ドルの損害が発生した(¶30)。アービトリア国には、人権問題を抱えた商品を販売した事業者は顧客の返品に応じなければならないという法令がある(別添18)。レッド社が人権問題を抱えた衣料品を供給すれば、ブルー社はこの法令に基づき顧客からの返品に応じるほかなく、損害が発生することは実確であり(UPICC第7.4.3条)、因果関係も存在する(UPICC第7.4.2条)。

8-2-2. レッド社には、不履行の結果ブラック社製の衣料品の返品による損害が発生することについて予見可能性があった。

8-2-1.で述べたアービトリア国の法令の存在から、人権意識の高いアービトリア国の顧客に対し人権問題を抱えた衣料品を提供すれば、顧客の返品要請に応じざるを得ないことを予見できた。よって、レッド社には損害発生の実確性も存在した(UPICC第7.4.4条)。

8-3. レッド社は友情編のブルー・ネットにおける視聴数減少に伴う533万米ドルの損害について賠償義務を負う。

8-3-1. レッド社の不履行と友情編のブルー・ネットにおける視聴数減少に伴う533万米ドルの損害との間には因果関係があり、損害発生の実確性も存在する。

今回、レッド社の不履行により、アービトリア国内のみならず、他国においても不買運動の一環として、2021年12月と2022年1月のブルー・ネットにおける友情編の視聴数が減少した。この結果、本来ならば獲得できていたはずの400万回の視聴数は200万回に半減した(別添11)。これによって200万視聴×2か月×2米ドル×2/3 = 533万米ドル(別添18)の損害が発生して

いる。また、本衣料品と配信されている映画はどちらも「デザイナー・ゼロ」が元となっていることから、衣料品に問題があれば配信されている映画も当然に風評被害を受ける。したがって、レッド社の不履行と損害の間には因果関係が存在し(UPICC第7.4.2条)、本件不履行によって視聴回数に影響が出ることは十分な程度の確実性がある(UPICC第7.4.3条)。

8-3-2. レッド社には、不履行の結果、視聴数減少による損害が発生することについて予見可能性があった。

衣料品の販売と映画の配信は、友情編の共同製作の派生事業として行われた。人権問題を抱えた衣料品を提供するというレッド社の不履行は、衣料品の販売という派生事業において生じた問題である。派生事業で問題が生じると本事業にも悪影響を及ぼすことはもちろん、他の派生事業も風評被害を受けることは容易に想像できる。つまり、レッド社の不履行により人権問題を抱えた商品がブルー・ランドで販売された場合、その商品のみならず、元になった映画も批判・反対運動の対象となり、視聴数の減少を招くことは当然に予見可能であった。よって、レッド社には当該損害発生 の予見可能性があった(UPICC第7.4.4条)。

9. 閉園の判断と閉園期間は妥当であるため、ブルー社がブルー・ランドの閉園を行ったことは減額事由には当たらない。

債務者は、債権者が合理的な措置を講ずることによって損害を軽減し得た限度において賠償の責任を負わない(UPICC第7.4.8条(1))。しかし、今回はこれに該当しないため、レッド社は全ての責任を負う。

9-1. ブルー社によるブルー・ランドの閉園の判断は妥当である。

デモが激化したり爆発物が仕掛けられたりする危険性がある以上、いくら警備を厳重にしても、通常より多くの来場者の生命の安全を確保することは困難であったため、閉園する以外の選択肢はなかった。実際に、ブルー社の一連の対応についてアービトリア国の危機管理の専門家からは総じて適切であったとの評価がなされている(¶30)。また、デモや爆破予告の脅威を無視して開園すれば、来場者が生命の危険にさらされるだけでなく、ブルー社に対する信用が低下し続け、長期的にみると閉園期間に発生した以上の損害を被ることになっていた。したがって、損害を最小限にするためにブルー・ランドを閉園したことは合理的であった。

9-2. ブルー・ランドの閉園期間は妥当である。

ブルー社は2022年1月4日に記者会見を行い(¶29)、同年1月5日からブルー・ランドの営業を再開した(¶30)。閉園期間中に情報を整理し、会見の内容や段取りの準備をしたことで高い評価を得られ、翌日からは通常通りの来場者数が確保できた(¶30)。したがって、閉園期間は合理的であった。

《カード事件》

争点(1) 仲裁廷はカード事件に関する仲裁権限を有するか。

主張の骨子

10. 別添4第21条(f)、別添7第21条(f)及び別添8第20条(f)は条件付きの仲裁合意であり、条件が成就しなければ仲裁に付すことはできず、仲裁廷は権限を有しない。

(関連条文：別添4第21条(f)、別添7第3条、第21条(f)、別添8第20条(f))

10-1. 友情編のカードの製作・販売及び挑戦編の配信について、別添4第21条(f)及び別添8第20条(f)前段より交渉が義務付けられているが、友好的な交渉は尽くされていないため仲裁は認められない。

友情編のカードの製作・販売は別添4に関する紛争であり、挑戦編の配信は別添8に関する紛争である。別添4第21条(f)及び別添8第20条(f)は、紛争を友好的な交渉により解決する義務を定めており、交渉での解決可能性がない場合に限り仲裁に付すことを許している。

本件においては2022年6月2日の紛争開始時から2022年6月15日と同20日に2度交渉が行われたが(別添19)、進展が見られなかった。なぜなら、交渉の回数、各交渉の間隔ともに互いの譲歩を引き出すのに不十分なものであったからである。

さらに、ブルー社としては交渉に応じる用意があったものの、一方的に交渉による解決可能性がないと断じているのはレッド社である(別添19)。

以上のことを踏まえると、交渉での解決可能性はまだ十分に残っており、交渉義務が尽くされたということはできない。したがって、レッド社による仲裁の申立ては認められない。

10-2. 挑戦編のカードの製作・販売について、別添7第21条(f)で義務付けられる十分な交渉及び調停は尽くされておらず、期間の定めを無視して仲裁の申立てを行っているため、仲裁は認められない。

10-2-1. 別添7より、3か月の交渉と調停が義務付けられている。

別添7第21条(f)は、その対象範囲を“in connection with this Agreement or the execution thereof,”としている。別添7には映画の製作段階を念頭に置いた第3条“CREATIVE CONTROLS”に限らず、その他の合意事項についても規定されているため、今回の挑戦編のカードの製作・販売について本仲裁合意は適用される。

同条(f)は、“good faith negotiations”を“a period of three months”、つまり誠実な交渉を3か月間続けることを義務付けている。そして、3か月の交渉を尽くしてもなお紛争が解決しない場合は“they shall attempt mediation by a mediator appointed by both parties”と規定し、調停を試みる義務を定めている。

この同条(f)で課されている3か月の交渉と調停には例外的規定はないため、義務付けられているこれらの紛争解決段階を特別な事情によって無視することはできない。なお、このことは、紛争の迅速な解決を妨げるものではない。なぜなら、3か月の期間の定めが、定め以上の紛争の長期化を防止するからである。

したがって、同条(f)は、両当事者に、仲裁に先立って3か月間の誠意ある交渉及び調停を行う義務を課している。

10-2-2. 仲裁に前置されている3か月間の交渉と、その後の調停の義務は果たされていないため、本件を仲裁に付すことはできない。

本件では、紛争開始時点から約1か月後の6月30日に調停への移行の申出がなされており、両者が合意した3か月の交渉期間には到底満たないものである。本件では、調停ができる条件が満たされておらず、実際調停もなされていないことから、仲裁が受理される条件は成就していない。したがって、仲裁の申立ては無効であり、仲裁廷は権限を有しない。

なお、10-1.のとおり交渉内容の面でも紛争解決の可能性は残っている。さらに、レッド社は配信とカードの販売をブルー社が止めるまでは断固として交渉に応じない姿勢をとっており、このレッド社の不誠実な交渉態度が交渉の進行を妨げている。

よって、今回の紛争については誠意ある交渉が尽くされておらず、交渉や調停による紛争解決の可能性は残っている。つまり、今回の紛争解決に際し、3か月の交渉と調停を課す意義は未だ残っている。

争点(2) 仮に仲裁廷がカード事件に関する仲裁権限を有する場合、レッド社による本案の請求(1)及び(2)、並びに、暫定的措置の申立ては認められるか。仮に、本案の請求(2)が認められる場合、レッド社に支払われるべき割合は幾らか。

主張の骨子

11. ブルー社は、挑戦編の配信及びカード販売を行う権利を有しているため、請求(1)は認められない。

12. 請求(2)は、配信については利益の1/3のみ認められるが、カードの販売については認められない。

13. UNCITRAL 第26条3項の要件は満たされないため、暫定的措置は認められない。

(関連条文：別添4第3条(d)、第9条、第10条、別添7第3条(d)、第9条、第10条、別添8前文、第2条(1)、第2条(3)、UNCITRAL 第26条3項(a)、第26条3項(b))

11. ブルー社は、挑戦編の配信及びカード販売を行う権利を有しているため、請求(1)は認められない。

11-1. アービトリア国における映画の著作権及び財産権の利用権はブルー社に帰属するため、ブルー社は、相手方に確認をとらずに友情編及び挑戦編についてのカードを製作・販売することができる。

別添4第9条及び別添7第9条では、“Picture”に関する“The copyright, trademarks and other intellectual property rights”及び“Ancillary Rights”を“shall be jointly owned by Blue and Red on an undivided 50/50 basis”とする旨が規定されている。しかし、それに続き、レッド社はネゴランド国のみを、ブルー社はネゴランド国以外を管轄地域とし、両者がそれぞれの地域で“Pictures, Interactive Works and Ancillary Rights”に関する“exclusive distribution and exploitation rights”を有することが規定されている。

したがって、ブルー社はネゴランド国以外の地域で、レッド社はネゴランド国で、映画の排他的な利用権を有しており、相手方への確認なしに当該権利を行使できる。

なお、同第3条“CREATIVE CONTROLS”の“d. Ancillary Rights”における、“in the event of a disagreement Red’s decision shall govern for Merchandising Rights and Blue’s decision shall govern for other Ancillary Rights”及び同第10条“DERIVATIVE WORKS”の“Blue and Red shall have mutual control of whether or not to develop, produce or otherwise exploit any Derivative Works”は、別添4及び別添7の第9条に関する上記解釈を妨げるものではない。

まず、第3条の対象は、“the creative process of developing and producing the Pictures”である。また、同条で挙げられる(a)~(f)は、映画製作の流れに沿って規定されている。よって、第3条は映画製作の流れの中で“Ancillary Rights”が行使される場合に適用されるべきである。

本件のカードの製作・販売は、映画の製作創造段階で行われたものではない。なぜなら、“Picture”の純利益の分配をもって、映画製作の段階は終了するからである。今回のカード製作・販売は映画の純利益の分配が終了した後に行われているため(別添15)、“Ancillary Rights”の中の“Merchandising Rights”には当たらず、本件に第3条を適用することはできない。

次に、第10条の“DERIVATIVE WORKS”は“any work based upon the Picture or any characters therefrom or story or other elements thereof”と定義されている。続いて“sequels, prequels,

remakes, made-for-home video productions, television productions, and Internet websites”とあり、元の作品に創造性が加わったものが例示されている。よって、ここでいう“Derivative Works”とは、派生的作品全てではなく、**創造性が加えられた派生的作品に限られる。**

今回のカードは作中の名場面をデザインしたものであり(¶33)、ブルー社によって創造性が加えられたものではない。つまり、今回のカードは“Derivative Works”に当たらない。よって、本件に第10条を適用することはできない。

以上より、ブルー社は、アービトリア国において友情編及び挑戦編のカード製作を行い、それらを販売する権利を有する。

11-2. ブルー社は別添8に基づき挑戦編をブルー・ネットで配信することができる。

別添8第2条(1)によってブルー社は“the Work”をブルー・ネット上で配信する権利を有する。別添8前文において、“the Work”は“the animated feature-length theatrical motion picture titled ‘Designer Zero’”であると定義されており、友情編に限定されていない。

したがって、ブルー社は“Designer Zero”と題されるシリーズ全ての作品の配信権を持ち、挑戦編についても当然に権利を有している。

11-3. 仮に、別添8が友情編の配信に限った契約だとしても、別添7よりブルー社はネゴランド国を除く地域で、挑戦編を配信する権利を有している。

別添7第9条では、ブルー社はネゴランド国以外の地域において、“exclusive distribution and exploitation rights ... in any and all media now known or unknown”としており、全てのメディアにおいて独占的に配信する権利が認められている。なお、ブルー・ネットでの配信が同第3条や同第10条によらないことは11-1.記述のとおりである。

したがって、ブルー社はブルー・ネットにおいて、ネゴランド国を除く地域で、挑戦編の配信を行う権利を有している。

12. 請求(2)は、配信については、利益の1/3についてのみ認められるが、カードの販売については認められない。

12-1. ブルー社が支払義務を負うのは、配信により得た利益の1/3に限定される。

別添8第2条(3)において、ブルー社はレッド社に、ブルー・ネットでの配信の利益の1/3を分配することが定められている。したがって、この規定に基づきブルー社には配信で得た収益(ブルー社の諸経費を差し引いた後の利益額)の1/3をレッド社に支払う義務がある。なお、別添8が挑戦編の配信にも適用できることは11-2.記述の通りである。

12-2. カードの販売により得た収益については、利益の分配を請求する根拠が存在しないため支払う義務はない。

11-1.で述べた通り、ブルー社は別添4及び別添7の第9条に定められた正当な権利に基づきカードを製造・販売した。同条では財産権の行使における管轄地域が定められており、ブルー社は自社の管轄であるアービトリア国内でのみカードを販売していた(¶33)。また、同第8条“DIVISION OF RECEIPTS”は別途合意された製作関係の利益の分配(別添15)をもって終了したと解釈すべきである。したがって、ブルー社は自分の権利を正当に行使したまでであり、その利益は全てブルー社に帰属するため、レッド社の請求には根拠がなく、ブルー社に支払義務はない。

13. UNCITRAL 第26条3項の要件は満たされないため、暫定的措置は認められない。**13-1. レッド社に、仲裁判断により適切に回復できない害が生ずる恐れはないため、暫定的措置は認められない。**

UNCITRAL第26条3項は“The party requesting an interim measure under paragraphs 2 (a) to (c) shall satisfy the arbitral tribunal that:(a)Harm not adequately reparable by an award of damages is likely to result if the measure is not ordered,”と規定する。つまり、暫定的措置が認められるには、措置が講じられないことで、金銭賠償により適切に回復できない害が生じることが求められる。

暫定的措置が講じられないことでレッド社に発生する損害は、配信によって得られたはずの利益を仲裁判断がなされるまで得られないことであるが、これらは金銭的な損害であり損害賠償による回復が可能である。

したがって、暫定的措置が講じられないことで仲裁判断により適切に回復できない損害は、レッド社に生じない。

13-2. 仮に上記の要件を満たしていたとしても、措置が講じられなかった場合にレッド社に生じる害よりも、措置が講じられた場合にブルー社に生じる害が大きいため、暫定的措置は認められない。

13-1.で示した要件に加え、同条3項は“... such harm substantially outweighs the harm that is likely to result to the party against whom the measure is directed if the measure is granted”と規定する。つまり、暫定的措置が認められるには、措置が講じられなかった場合に請求側に生じる害が、措置が講じられた場合に被請求側に生じる害を超えることが求められる。

仮に、暫定的措置が講じられないことでレッド社に生じる金銭では解決できない害があるとすれば「デザイナー・ゼロ」のファンの作品に対するイメージの低下である。

しかし、ブルー社による販売、配信でファンが離れたという事実はなく、挑戦編の配信によって友情編の視聴数や「デザイナー・ゼロ」の衣料品の売上は伸びている(別添11,別添14)ことから、販売や配信はレッド社にとってむしろプラスの効果があったと推測できる。

一方、暫定的措置が講じられることでブルー社に生じる害は、カードの販売と挑戦編の配信により今後得られるはずの利益が得られないことに加え、ブルー・ネットの減収、デザイナー・ゼロの衣料品の売上低下、そして信頼の低下である。

挑戦編の配信が終了すると、それに伴い友情編の視聴数は一か月当たり30万回減少し(別添11)、2米ドル(別添6)×30万回分=60万米ドルの損失が生まれる。また、衣料品の売上は配信が終わると半額となることが確実である(別添14)から、1か月あたり35万米ドルの売上が減少する。その他の害としては、販売・配信の中止に不満を持ったファンからのブルー社に対するイメージや信頼の低下が挙げられる。

したがって、暫定的措置が講じられないことでレッド社に生じる害は、暫定的措置を講じたときにブルー社に生じる害を実質的に超えることはない。

13-3. 申立ての本案についてレッド社が成功裏に終わる相当な可能性がないため、暫定的措置は認められない。

UNCITRAL第26条3項(b)は、暫定的措置が認められるには、“There is a reasonable possibility that the requesting party will succeed on the merits of the claim.”が必要であると規定する。

しかし、本件においては、11.及び12.で述べた通り、レッド社が成功裏に終わる相当な可能性はないため、暫定的措置は認められない。

以上